

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都練馬区

### 2 構造改革特別区域の名称

練馬区 I T 人材育成特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

東京都練馬区の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

練馬区は東京都特別区部の北西部に位置し、東西 10 km、南北 4～7 km、面積 48 ha のほぼ長方形をした比較的なだらかな地形をしている。人口は平成 20 年に 70 万人を突破し、特別区中 2 番目の規模を有している。

宅地化の進展に伴い、みどりが減少しているものの、緑被率は特別区で 1 位であり、住宅都市としての性格を持ちながらも、地域によってさまざまな歴史や文化を持ち、みどり豊かな自然環境と融合した多彩なまち並みを形成している。

一方、区の産業構成は、卸売・小売・サービス業・飲食業をあわせると 54% となり、区民の日常生活に密着・関連する産業が過半数を占めている。

事業規模では、従業者数 10 人未満の事業所が 80% を超え、小さい事業所が区内産業活動の中心となっている。

平成 21 年に新たに策定した練馬区基本構想では、練馬区のめざす 10 年後の姿を「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」として描き、未来の練馬を区民とともに「はぐくむ視点に基づき、「みどり」「農」「アニメ」「人づくり」について、各政策分野を横断する取組みとしてねりま未来プロジェクトを設定した。現在、基本構想の実現のために施策を総合的、計画的に体系化した練馬区長期計画（平成 22 年度～26 年度）を作成しているところである。

また、練馬区商工業振興計画では、工業・生活支援型産業を振興するために、「経済支援の充実」「ネットワークの形成」「創業への支援、新事業の創出」等を進めており、このため区内の事業者に対し情報化の促進や産業情報の提供、経営指導等を行っている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

情報技術分野において、情報技術（IT）は、今後、ますます進展することが見込まれ、その技術についての基礎的な知識をもつ人材の必要性・重要性が高まってきている。また、若年者雇用において、新卒者の離職率の高まりや非正規雇用の増加などの問題が指摘され、職業能力開発など若年者の就労を積極的に支援する取り組みが求められている。

このような状況の中、練馬区では、区の特徴的産業であるアニメ産業などコンテンツ産業を中心に区内産業を活性化するなど、既存産業の振興と新たな産業の進出や新たな事業所の集積を図っているところである。

このため、国家資格である基本情報技術者試験にかかる特例措置を活用し、多くの優秀なIT人材を育成・輩出していくことで、多様な雇用機会の確保や新しいビジネスモデルの創出などが期待できる。これらの効果が地域に波及し、経済活動を活発にし、「にぎわいとやすらぎのあるまち」の実現を進めていくことにつながることから、練馬区において本計画を実施する意義は極めて大きい。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置に基づく講座開設を予定する事業者により、優秀な情報処理技術者の育成を図るためのより効果的な教育講座が整備される。また、修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験免除により、受験者の効率的かつ体系的な学習が可能になるとともに、試験の負担が軽減される。

このことから、当該試験の合格率の向上及び合格者数の増加が期待でき、学生や求職者の職業能力の向上と雇用の促進が見込まれる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置に基づく講座開設事業が実施されることで、基本情報技術者試験にかかる資格取得が促進されるとともに、職業能力開発を支援し、進学や就職の一助となる。

また、多くの優秀なIT人材を育成・輩出していくことは、IT産業やコンテンツ産業など都市型産業の新たな誘導・集積を促し、区内産業を活性化させ、地域経済を牽引していくことが期待できる。

さらに、多くの優秀なIT人材、企業、教育研究機関などが区内に集積していくことが予想され、それらの人々や企業が地域社会で活動していくことにより、地域コミュニティにおける多様なコミュニケーションが実現され、地域コミュニティの活性化が期待できる。

## 8 特定事業の名称

1132（1144、1146）

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- (1) 練馬区基本構想から第3章「未来の練馬を区民とともにはぐくむーねりま未来プロジェクト」の人づくりプロジェクトから関連する事業を抜粋
- 青少年の社会参加や就業を支援し区内産業・地域活動を担う人材を育成する。
- (2) 作成中の練馬区長期計画（素案）（平成22年度～26年度）から関連する事業を抜粋
- ① 政策3-1 まちの地域力を高める
    - 地域コミュニティを活性化し協働を推進する
  - ② 政策3-2 経済活動を活発にする
    - 練馬区の特徴的な産業を支援する
    - 中小企業の経営を支援する
    - 中小企業の勤労者と就労を支援する
    - 魅力的な商店街づくりを進める
  - ③ 政策5-1 持続可能な区政経営を行う
    - 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う
- (3) 練馬区商工業振興計画（平成15年度～22年度）から関連する事業を抜粋
- ① 商業、商店街の振興
    - 経営者・後継者の育成
    - いきいき商店街事業におけるIT活用
  - ② 工業、生活支援型産業の振興
    - 産業情報の提供
    - IT活用への支援
    - 新産業、創業への支援
    - 練馬を特徴づける産業のPR
- (4) 作成中の練馬区情報化基本計画（案）（平成22年度～26年度）から関連する事業を抜粋

- ① 区民と区との情報共有・交流の強化を図ります
  - 区の情報発信を充実させます
  - 協働のまちづくりの推進を目指します
- ② 情報通信技術の変化への対応能力を強化します
  - 新技術の適用方針の明確化を進めます

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1132 (1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の開設者

有限会社 ファーストステップ

所在地：〒178-0065 東京都練馬区西大泉 1-33-3

アサノビル1F

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

日本C I W普及育成協議会 (J A C C)

所在地：〒104-0033 東京都中央区京橋 1-11-8 西銀ビル

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」(C I W併用コース)

別添資料1「履修計画」のとおり

講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### (2) 修了認定の基準

ア 民間資格試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

#### (3) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の出題項目：表に示す通り。

	出題分野		出題項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Webコンセプト
		2	Webサービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディングⅠ
		2	HTMLコーディングⅡ
		3	HTMLコーディングⅢ
		4	HTMLコーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格試験の使用言語：日本語

当該民間資格試験の提供開始日：2001年6月

#### (4) 修了認定に係る試験の実施方法

- ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。
- イ 前項アに関連し、当該試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
- ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。
- エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。但し、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、C I Wアソシエイトの資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。